

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年11月10日
【会社名】	株式会社中電工
【英訳名】	CHUDENKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重藤 隆文
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	広島市中区小網町6番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社中電工 広島統括支社 (広島市南区皆実町一丁目9番35号) 株式会社中電工 岡山統括支社 (岡山市南区浜野四丁目2番7号) 株式会社中電工 山口統括支社 (山口市大内千坊六丁目8番1号) 株式会社中電工 島根統括支社 (松江市西津田四丁目8番47号) 株式会社中電工 鳥取統括支社 (鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1) 株式会社中電工 東京本部 (東京都新宿区西新宿五丁目1番1号) 株式会社中電工 大阪本部 (大阪市北区南森町二丁目2番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、 投資者の縦覧の便宜のため備えるものである。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長重藤隆文は、当社の第110期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。